

令和6年3月

## 上勝町移住体験住宅「くるくるハウス・ワンルームハウス」利用規約

### 1. 利用方法

#### (1) 目的

本町への移住を検討している方が、本町の風土や日常生活を体験するために一時的に滞在する住宅を用意し、移住及び定住の促進を図ります。

#### (2) 利用者の要件

- ①上勝町外に住所を有すること  
(上勝町への移住を検討していること。観光目的や商用目的(出張)では利用できません。)
- ②20歳以上であること  
家族の場合は、代表者が20歳以上。友人同士の場合は、全員が20歳以上で、上勝町への移住を検討していること。
- ③滞在期間中に必ず町職員との面談を行い、移住相談の内容により町内の案内・体験等に参加すること。また、最終日に体験レポートを提出すること。
- ④申請者を含め、利用可能人数は原則、くるくるハウスは6人まで、ワンルームハウスは2人までとする。
- ⑤利用日数は、1箇月～1年まで。  
(利用開始不可日：年末年始12/29～1/3、土日祝日及び点検など運営上、開所できないとき)
- ⑥利用開始日及び退去日は原則月曜～金曜  
時間は、入居日、退去日ともに、午前9時～午後3時半まで

#### (3) 料金

・くるくるハウス60,000円/月 ・ワンルームハウス15,000円/月  
※書類確認及び使用料金を前納付していただき、お部屋案内及び鍵の受け渡しを行います。

#### (4) 利用方法

- ①空き室状況の確認、予約について  
メールまたは電話にて空き室状況を確認してください。空き室がある場合には仮予約を行い、申込書等必要書類を提出してください。書類確認ができ次第、先着順で予約受付完了となります。
- ②必要書類について  
仮予約を行ったあと、以下の書類を提出してください。
  - ・移住体験住宅使用許可申込書
  - ・本人確認書類(マイナンバーカード又は、運転免許証及び通知カード・健康保険証の写し)

- 入居される方全員の住民票
- 所得証明及び納税証明
- 顔写真

#### 《外国人の場合》

いずれの場合も日本での滞在期間が認められている範囲を超えての入居はできない。

##### 〈共通事項〉

- 移住体験住宅使用許可申込書
- 顔写真
- 手続きにおいて日本語対応できる者、又は通訳を同行できる者に限る。
- 通訳は日本在留資格を取得している外国人または日本国籍の者とする。
- 通訳ができる者を保証人として立て、その者の本人確認書類および連絡先も提出することとする。ただし、入居者が日本語対応可能であり在留資格を取得している場合は除く。
- 複数人入居する場合は全員分の確認書類を提出。

##### 〈日本居住の外国人の本人確認書類〉

下記の書類の写しを提出すること。また、いずれの書類にも「原本と相違ありません。」と記載して、署名又は記名押印（認印で可）

- 本人確認書類：「住民票」（マイナンバーの記載がないもの）、運転免許証、在留カード（「住所」の記載があるもの。）、「特別永住者証明書」（「住所」の記載があるもの。）のいずれか1つ
- 所得証明及び納税証明

##### 〈海外居住の外国人の本人確認書類〉

日本の外務省が発行したビザの写し、および下記の書類のいずれか1つの写しを提出すること。※外国語の文書は日本語訳を添付すること。また、いずれの書類にも「原本と相違ありません。」と記載して、署名又は記名押印（認印で可）すること。

- パスポート（「住所」の記載があるもの。）
- 「国際運転免許証」（「住所」の記載があるもの。）

##### 〈保証人の提出書類〉

- 日本国籍の場合は「②必要書類について」に準ずる
- 日本在留資格を取得している外国人の場合は、「日本居住の外国人の本人確認書類」に準ずる

## 2. 入居から退去までの流れ

### 【入居】

入居前日（土日祝日や年末年始の閉館時を挟む場合は、直前の平日）までに、到着時刻をお知らせください。入居日は役場企画環境課へお越しください。書類確認、使用料納付の後、現地へ案内及び鍵の受け渡しを行います。

※午後3時半以降の対応はできかねますので、時間内に到着するよう余裕を持ってお越しください。

### 【滞在中】

#### （1）滞在中の行動

滞在初日はまず町職員との面談、書類確認、使用料納付、住宅案内の順に行います。ゴミステーションの案内は、翌日以降ごみの分別体験からご案内いたします。（場所：ゼロ・ウェストセンター、所要時間：1 時間程度）その後は、原則ご自身で行動していただくことにはなりますが、面談内容により、町内アテンド、各種体験・見学、住宅案内等を行うことが可能です。面談時にお気軽にご相談ください。相談内容により、すぐに対応出来ない場合があるので希望の内容がある方は予め申込書に記入をお願いします。

#### （2）緊急連絡先

◎上勝町役場：0885-46-0111（夜間・休日問わず対応）

※救急車要請、火災なども一括で役場が連絡先になっています。

連絡の際は、必ず、移住体験住宅「くるくるハウス・ワンルームハウス」の利用者であることを伝え、要件をお話してください。

### 【退去】

退去日は午前9時～午前3時半までに退去してください。担当者の立ち会いにより、住宅内部の確認（清掃、備品確認等）、鍵の返却、レポートの回収を行います。

※退去までに必ず、部屋等の清掃（全室、キッチン、冷蔵庫内、バス、トイレ、床、備品、ごみ出し）を済ませておいてください。他の利用者へ余った食品や調味料の引き継ぎはせず、全て持ち帰るようにしてください。

## 3. 留意事項

移住体験住宅及びその敷地の利用にあたり、次のことにご留意ください。

- （1）移住体験以外の目的に利用しないでください。
- （2）滞在中、近隣住民や地域の人に会ったら積極的に挨拶をしてください。
- （3）地域住民との交流や清掃活動に積極的に参加して下さい。
- （4）他の利用者や近隣住民の迷惑にならないように生活の仕方や騒音等に十分配慮してください。
- （5）ペットの飼育は禁止です。

- (6) 建物内及び敷地内は禁煙です。
- (7) 暴力団若しくは暴力団員等に利用させないでください。
- (8) 第三者に対し、部屋や敷地を転貸、利用させることはしないでください。
- (9) 留守、または就寝時には必ず施錠してください。
- (10) 滞在中の部屋、施設の掃除は個々に適宜行ってください。
- (11) ごみは各部屋に設置してある分別ガイドブックをもとに分別をおこなってください。缶、ビン、ペットボトル、汚れやにおいが強いものは洗って乾かしてから捨ててください。
- (12) 生ごみは電動生ごみ処理機で処理をしてください。使い方については入居の際に説明を行います。
- (13) 火災および盗難の予防のために細心の注意を払ってください。
- (14) 薪ストーブの利用は自由ですが、薪の購入は個人で準備してください。
- (15) 雨の日や梅雨時期は床が滑りやすくなっています。十分注意してください。
- (16) 自動車で来られる方は、必ず施設内の駐車場に駐車してください。

#### 4. 明け渡し請求について

入居者が次の内容に1つでも該当する場合は、入居者に対して明け渡し請求を行います。明け渡し請求があった場合は、請求された日から30日以内又は1年になる日のいずれか早い日までに原状回復および退去手続きを行ってください。

- (1) 「3. 留意事項」を著しく守らなかった場合。
- (2) 特別な事情なく、使用料金の未払いが3ヶ月以上続いた場合。